

東京三弁護士会金融ADR申立チェックリスト

【必須提出】

- 申立書 … 5部（※相手方が2名以上の場合は相手方の人数+4部）
- 相手方が法人の場合、相手方の履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（原本）…
1部

※申立人が法人の場合は、申立人の履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（原本）も1部必要です

- 個人情報（事件記録等）のお取り扱いについて …1部

▶ 任意代理人を選任して手続に参加させる場合

> 弁護士を手続きに参加させる場合

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。

> 親族を手続きに参加させる場合

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、親族を代理人として選任することが認められるかはあつせん人の判断となります。

- 戸籍または住民票（原本1通）などの本人との関係性が分かるもの（マイナンバーの記載は不要）

> 会社の従業員を手続きに参加させる場合

- 委任状（原本1通）

※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、従業員を代理人として選任することが認められるかはあつせん人の判断となります。

- 従業員証またはこれに準じる書面（原本1通）

【任意提出】★いずれも5部ずつ作成ください（相手方が2名以上の場合は、相手方の人数+4部）。

次のような書類の写しを提出していただくと、審理がスムーズになります。

- 契約書 契約申込書 取引明細書 領収書・受取証
- 預かり証 振込伝票 預金通帳 株券・債券等の有価証券
- 不動産登記簿謄本 (※不動産に抵当権などの担保を設定した場合など)
- 不動産評価証明書 (※不動産に抵当権などの担保を設定した場合など)
- 金融商品のパンフレット 目論見書 取引約款・規定
- 契約の前、契約の際に金融事業者から受け取った書類
- 電子メール、FAX、手紙、内容証明郵便などのやりとり